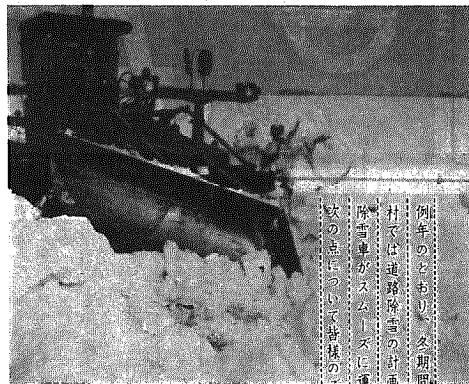
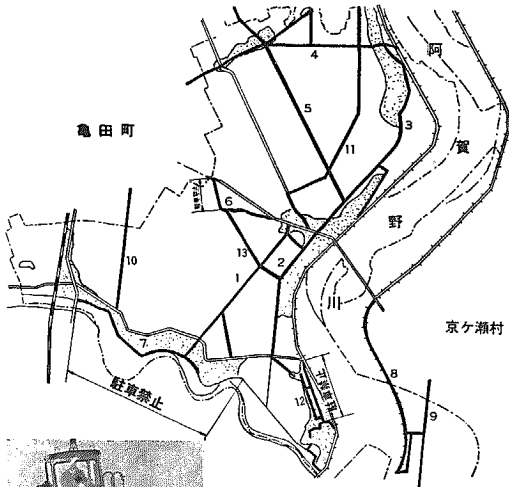
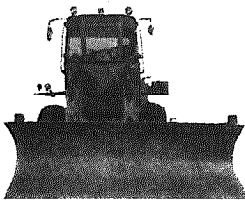


主要路線除雪計画図



除雪

道路除雪に御協力を

例年のとおり、冬期間の交通確保のため、村では道路除雪の計画を立てていますが、除雪車がスムーズに進行できるように、特に以下の点に御協力をお願いします。

- ① 道路に自動車や物件を放置しないで下さい。除雪車の巾は三脚以上あるため、通過することができず、通動通学の間に合わないこともしばしばです。この点特に御注意願います。また、夜間作業が多い関係で損傷事故のものにもなり得ます。
- ② 除雪車が通過する際に雪

が意外に遠くまでとどまることがあります。冬期間の交通確保のため、村では道路除雪の計画を立てていますが、除雪車がスムーズに進行できるように、特に以下の点に御協力をお願いします。

- ③ 一旦除雪した雪を再び道路に投げ出さないで下さい。消雪機進とは言いながら、自転車やバイクの通行が非常に危険となり、自動車のスリップ事故のもとになります。ぜひともやめて下さい。
- ④ 屋根からおろした雪は、交通の支障にならないよう各自で始末して下さい。なお、機械除雪ができない小路等については、除雪を行う等、できるだけ交通の確保をお願いします。

◎踏切の交通止めについて

降雪期における列車の安全運転確保のため、十二月十五日から、来年三月十五日までの間、二本木第二、二本木第三及び日本の各踏切は、車輛通行止めとなりますので御注意願います。

除雪計画路線

路線名	区間	延長	図面番号	備考
横越～木津線	横越～木津	3.3	1	国道49号線は建設省が県道大江山五泉安田線新潟新津線、酒屋沢海線、沢海荻島線、横越新海線はそれぞれ県が除雪を行なうことになっています。
沢海～小杉線	沢海～小杉	3.1	2	
横越～小杉線	建設省出張所小杉ライスマンター	3.6	3	
小杉～砂崩線	小杉～平山～山藤山～駒込	5.9	4	※駐車禁止区内 図面番号 6 川根谷部幹線 7 木津～二本木 12 沢海部幹線
駒込農道線	横越～若荷谷	3.5	5	
川根谷内線	川根谷内部落幹線	1.1	6	その他の路線は道路巾がせまいので駐車すると無余地違反になりますので御注意下さい。
沢海～二本木線	木津～二本木	3.4	7	
焼山堤防線	横雲橋～焼山	3.0	8	
焼山農免道路	窪ヶ原～下里	2.8	9	その他の路線は道路巾がせまいので駐車すると無余地違反になりますので御注意下さい。
二本木～袋津線	二本木～袋津	1.2	10	
広域基幹農道	横越～蔵岡	3.1	11	その他の路線は道路巾がせまいので駐車すると無余地違反になりますので御注意下さい。
沢海線	沢海部落幹線	2.0	12	
横越～川根谷内線	横越上～川根谷内	1.4	13	
部落内		31.1		

◎駐車禁止区域設定

十二月一日から、来年三月末日までの間、駐車禁止となる道路がありますので御注意下さい。(図面参照)

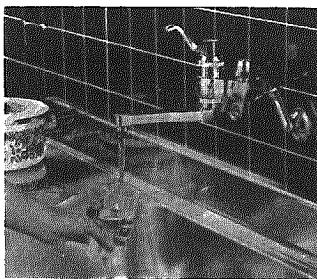
◎降雪前の樹木の枝切り

例年、除雪車の通行に大きな支障をきたすのが道路上に垂れ下がった竹や木の枝です。除雪車はたいへん車高が高いので、ふだんは気づかない竹や木の枝も、丁度除雪車の窓や、バックミラーに引っかかり、破損事故や立往生もしばしばの現状です。お雪が降る前にお家の道路端の樹木を点検して、危険な枝等は伐採するか、垂れ下がらないよう如雪を落して下さい。



いよいよ寒い冬がやってきかたが、あなたの家の水道管や、蛇口など、寒にそなえての防寒をされていますか。特に、二月は強い寒波の手前です。まだやっていない方は、早めに防寒をしましょう。外に出ている水道管、特に

あなたの家の水道管や蛇口はだいじょうぶですか



北側に面した風は、しつかり防除をしないと破裂の原因になります。この場合、急激な凍結をかけるので、管が破裂したり、蛇口をいためますので、ご注意ください。

お酒と税金

十二月は、仕事の忙しにも増して、お酒にも増して、お酒に接する機会も多くあります。お酒に税金がかかっているのはご存知でしょうか。

お酒の種類	小売価格	酒税額	負担率
清酒 特級 (1.8ℓ)	2,010円	738円	(36.7%)
清酒 1級 (1.8ℓ)	1,455円	386円	(26.5%)
清酒 2級 (1.8ℓ)	1,080円	154円	(14.3%)
ビール (633ml)	215円	102円	(47.4%)
ウイスキー 特級 (760ml)	2,350円	1,074円	(45.7%)
ウイスキー 1級 (720ml)	1,300円	512円	(39.4%)
ウイスキー 2級 (720ml)	620円	165円	(26.6%)

(注) 小売価格は、代表的な商品の一般的な価格です。

住宅用地申告書の提出について

昭和54年1月7日から12月31日までの間、建物等の新築や増築又は取りこわし等の時、除雪して緊急の際に備えましょう。

◎冬期間の水運料金について
冬期間の降雪により一月〜三月まで検針が出来ませんので基本料だけを徴収し、この期間の超過料金については四月に一括取りさせていただきます。

◎防雪工事や、破損事故等は
指定された工事店へ
二本木 山田水道工事店
横越 神田工業 (☎四六四一四)
小杉 大光設備 (☎二七九七)
亀田町 丸九町 小木工業 (☎四九六二)

◎稲葉 佐藤工業 (☎三三〇七)
◎砂岡 風岡設備工業 (☎四九六二)
◎曙町 新設工業 (☎四六三三)
◎京ヶ瀬 伊藤工業所 (☎三二二六)

申告期限は1月31日までです。お早めに出してください。申告書は税務課に用意してあります。くわしくは役務課税務課認定資格係へおたずね下さい。